

# 分会ニュース

第3号 2011/10/26

関西合同労働組合  
滋賀県人権センター分会

1974年10・31 東京高裁寺尾差別判決37ヵ年糾弾！

## 石川一雄さんのメッセージ

全国の狭山支援者に向けてのメッセージは今年3回目ですが、常に変わらぬご協力を賜り、何時も心の中で感謝しつつ、今年こそ勝利への道筋をたてるべく全精力を傾注し、取り組んで参りましたが、「再審」実現への目処が立たない儘 越年して終いそうに思われ、私は兎も角皆さんに大変申し訳ない気持ちで一杯です。

取り分け8回目の三者協議迄には検察側から何点かの証拠開示がされるのではと期待しておりましたが、開示どころか、逆に弁護団より提出された新証拠との関連性を明らかにして、証拠開示の必要性を強く迫ったところ恰(あたか)も証拠開示の関連性、必要性に関する判断は、検察官の専権事項の如く述べられた旨知らされ、憤慨しているところです。

皆さんもご承知の様に、証拠の新規性、明白性の判断は検察側ではなく、裁判官自身が行うべきものであって、検察官が口を挟むべきものでないと解します。そういう意味では全国の各位も知っての通り、12月に予定されている三者協議の結果待ちということになる訳ですが、ようは裁判官がどの様な心証をもって結論を下すかに全て集約されてくると思われませんが、しかし一方、再審裁判を実現させるために絶対的不可欠なのは検察官が隠し持つ証拠を開示させることの一点に尽きると思います。

勿論次回12月の三者協議にはさらに証拠が開示されるものと思っていますが、肝心要の弁護団が求める証拠を出すか否かに因って再審の扉が開かれるかどうかにかかっているのです。9月の三者協議では、門野裁判長の勧告を受け止めた上で、小川裁判長も検察に開示の検討を促したそうであり、「秘密の暴露」といわれる三大物証の「カバン、万年筆、腕時計」に就いても見直さざるをえないところまで追い込んでいることは確かです。

もし、それでも検察が拒んで出して来ない場合は、もはや裁判官自身が真相究明のために「事実調べ」を行い、証人調べをすれば「白、黒」がつけられる

筈なので、私は高裁前の情宣活動では、その点を強く求めていく心算(しんさん)です。

とはいうものの、此の切迫している事態をどう切り抜けるか、その打開策を困(こう)じなければと現在暗中模索乍も、第三次再審裁判において無実を立証するのは、古くて新しい証拠である検察官手持ちの証拠を吐き出させる以外にはないと思います。

元より弁護団も、証拠と事実の力を持って再審への道を切り拓くために、常に考え、戦術を綿密に練っておられるでしょうし、それに応えるべく私も「無罪・勝利」までとことん闘い抜く決意しております。しかも近年、検察の不祥事が明るみに出た上に、多くの「冤罪者」は、検察官による証拠隠しによって「犯人」に仕立て上げられていたことなどから、市民の不信感を招き、その結果として私の「狭山事件」にも多くの人たちが関心を持って頂けるようになり、可視化や証拠開示の法制化を求める運動も取り組まれています。正に今がチャンスであり、この機を逸したら私の再審開始は永久に鎖(とざ)されて終うのは火を見るより明らかです。

以上の様に、ことの重大性が差し迫っていればこそ、支援者の皆さんに喚起し、さらなるご協力を心から願う次第です。

2011年10月

石川一雄

第10回生活・労働相談会

11月6日(日) 10:00~16:00

場所・・・JR草津駅東口デッキ

(相談無料・秘密厳守)

主催・・・11/6生活労働相談会実行委員会

関西合同労組は一人でも入れる労働組合です。